安齋漫筆

二

73
6625
2

門 ワ3
號 6625
卷 2

早稲田大學圖書館
昭26.11.5 受
藏書

東京都立小石川図書館

安齊漫筆卷之二

古実考

菅公の像

袍の織物をくらかけるを用ゐ

巡長の以書を考まあるを不知織文藻花うて

太刀を野太刀と用ゐ

黄象を地太刀用ゐるをきゝ藻座地刻な

平信をいづまうて

定りあり

像の傍ら梅花と画るハ商賣なれて金の文字を
白梅ハ梅と画くべし
垂の文茅茨地ハ梅の枝枝図式ハ入る事
ハ平らなるとふ勿
袍紫の事
書ものくるし畫ものくるし
角丸ハ近衛の比クワハ原竹ふしハ行ものゝ
薄ハ花ハつゝの文古書ハ乃之の又ハ
荷摩地剣ハ人喪の時平絹地ハ文
ものゝ傍物ハ菅家尤遷の時人喪なし
人喪ハ紫米の色ハ人喪なり

○摩舟ハ荷の字誤り
垂茅茨地菅家ハ張び岸ハ不用二月
比ハ袍も用
商附形ものゝ古人ハ古人の絵古画の図ハ異
人丸吉備ハ菅家の外古人の絵古画の図ハ異
形にて用ひ事 後小松院の叡覧にて古画乃
像ハいかにて古附の画所古作ものゝ作せて
書ものゝ仕今世ものゝ用ひ処の事なり又ハ和の比
後水尾院の像 初中御画村ハ百人一首 歌仙絵
古人紫米亀甲 行成孔雀 和歌 行成 李通
作せものゝ悪く古人

この加茂あり京保の比
有徳風流 上京にて洛東中納言殿の人々
太後水へ極之奥書を 作出来の上住吉庚申
物所を住 右給車と心古人の像と却思ふ
古画の風俗 西京 西京ハ
住吉参詣して天神像 蔵象の像 多列あり
天神像 贈官給位と云て画く所黒紫朱之

一 八葉車のこと

八葉車と云ふ也 四位代て八瞬と作ることを
作る車の物 八枝あると八葉と云ふ 降ることなり
車の物あるものい 福井ハ七枝なり 雖再ハ七枝なり

輻廿一本なり 先ず住之三十輻 大一穀と云て考ふ
漢の車と物本輻廿八本の車より多きと見え
ず

右滋野井 亜相公 蘆郷 内記
橘嘉 云下女御入内の時車及賀茂祭の車と
云て物本七枝あり 内記
二條の内城 あり 内記車も物本七枝あり考
法人屋敷 大八葉車八俗中大臣ハ下云々 俗
中俗 以下僧綱用 小八葉八位 女位雲客
俗中 有職 水徴 用 仮車 ハ 枝 個代 個
外 文袖 漢書之 孔徴殿上人 用 顕徴 殿上人
内外 記 九

太兵
ゑ

安永丙申三月廿日　伊勢平蔵貞文写

一三枡の絵評論　菱舟画　古法画工板合菱舟（送き入

えたりしそれは京極みづきたれいらうえ
いかもをとをとを詰多て家のれ爲帽子と号て
家ともれまりいりしも有り近江国の宇護
代て東の家て用らもとと京極れ京極
とと京極の家れ人の像は画中に他家の人に
像は画まきるもよい享保のころ能舞台下
いの屏風に菱九年　合戦の画と畫しと京極
れの元ばりときろ人と画しをあやまりて

後三年合戦絵よりえたりもあるべきも
よいすべてえばりの形もまるべいあやまりは
べくは
一　平安人書れ
元信の絵と元信ほくけもてうづけもれ毛い
白毛と一すまるる絵の和或ては色くの文と
まりてるいへるりんの元信りけれもも古代有は
一　引月そを笠を引月ては犬射ひきあてるるは
笠けの絵よえるるが犬射引月ていあれとも
引りへるるよくは
一　引ものる変えるべ変あるべきもよい
元くのるるよ赤漆のひすともすべるる所有そい

あやまりとしては笠をけようとさぶるして射いるき
ばらしらして備えるもの有て大迫すること
すあるをうるめきりんぬ　めがらしろて待ふるいる
すい

一　大迫地にてすあるふのたち神とたまき
まわぢまりくもりぐきの待ちかり上へくさら面
あ中ぬ神とくさらあるあ多和待ふ足えい

一　ちいさ刀を六七寸計りあり　さ人ちきもきま洗
そい待ふえてをもきれい待ふくい
むりぐきのさりのほうり丸くあるくいは角ふぐ
あすぐくいけあとバ上のなとてかてふのくあるきぬ

ふそい

一　さりぐい赤りのぎんの さりがいとえ石さりぐい白ひ
さりぐふを古代石の形から角い武あるてをぐあと
用ひい享保のに
上のゆりのすきてゆぐふのけくだんうたひるぐの
さりぐふ用させうれ　ゆなのふ別法の
るるてい武の形あるてを待ふ
一　こてを古代大迫ゆく特ゆるてうらくさらい白かゆて
いをくとうゆいけ待ふバ御藏ぬ日神ふえてとうの
うぐハうゆ
一　笠をの絵

をほし称すと云べし

一 引目とは犬追物の引目へ笠かけ引目と云へき
ありくびきのあり

一 騎馬て素襖の細とりきらうへ下り跡之を謂ては
笠かけ本式をたてと肩ぬきびこそさらずはぬけすてて
射すべきなりつまといへとも射すべきなりと射るか笠を
のつるさすては又うるさぬぎこそしまして射るもありしかりとも
そとうる本式にては立ちくは袖とうこぬぎかけのすあふのひもの
とあまりは立ちそえひもとをむすびてしてあまりを肩の上
へなげこしてうしろへまわしてすゑかきをむすびて乗りしとぞ
然ば此様なるえてらはうるさぬかをこそさぬかけのとあまりの
形よ似たりこそとさすけよいはぬけたせて大のひもは
すあてて少袖の上へ入れて肩まで常まてくさりとまる之
絵もき謂りあり

一 此笠からいん白色の色つかうそてわすぎよほひと見えたり
けるなおよ志るとて

一 ちいさ刀の事前書云べし

一 中ぶさめの絵
笠のことは古代を考える日照りには名うるあやい笠と用ゆ
享保の比中ぶさめ御再興の時あやい笠の事詳ならん
して南都岳梅寺の宝物正金院へ御寺の時なき
田楽笠と上けさりし此笠と用ひさせられて中ぶさめ

四月ありしとの筆をくだるとと書すて考ふる
とあるつけるものゝ今世の中にあの絵をけむきらら
ゝとときゝるがゝ古代の中ごろの絵ハあやゐ色
と画ゝゝあやゐ色ゝゝゝゝ考ふる蘭てあと
ゝるものゝ形ハのむきゝゝゝゝゝゝ似ゝ後三年
合戦絵ゝゝゝゝハあやゐ色ゝ青ゝ色ゝゝゝハ
新しきゝゝ黄ゝ彩ゝゝハゐゐゝとて色のさあゝ
ゐゐゝ

一
小ての絵ゝゝゝ神あまり大きすぎて人ゝゝゝゝ
あゝし行きも絵ゝゝゝ三ゝゝて絵のごく
ゐきても長く画きたゝかしゝゝゝあり絵をかゝと
ゐ

絵てゝゝ人あまりを三ゝゝゝゝ画

たゝのごく二すぢ一すぢゝゝゝ組てゝゝをハとまゝ
一 こゝゝゝゝおのごく今世の風を絵きんゝ戸威て
のゐゝもゝ
一 中ごさあのむゝゝきハ白毛の糸の束ごあり常のむり
ごきゝゝハ神ゐゐむゝごきゝゝあぶ神ゐむゝごき
とて神ゐとゝゝゝハ糸の方の白毛のゝとと呼ゝ

うへて切すつるくそ初めの句享保の三回忌あるい
切るぐくそせて内(ゆ)ゆこことぐ付て用ひらもてゆく
安永五丙申年　ちりを　貞丈考

一
浮象後
古今著聞集ゆ永四年四月廿五日俗名あり中宮
うねのすき男ゆこうろくしてうまのむまびく
うゆ色しのもとゆぐうこたりめきてくうりてた
今の俗七帖あるらしきゆ俗のうめさし一帖くう
ひやうしまさまくくさうしうちきるてこの史
うゆ卯の初とゆ
君　梅柴男ゆ　去稽は年の人浮象後と称て

自浮象後歳初地を小石丸（そとを葉と号）其中く寓の役
あり中年の人を是役歳句役後の九遠ク居テ裏
行板川

一
小野道風考
冠星（かんむり）うすゆくうう神て額のきハひ中とふうう
ふくるる　松茸ゆ　ふりけよう毛りの俗ゆ毛
いくくうちひ　さるるのて花駐くうくのう
うちもひけうこのきあくくふ　さもひ刈るうう
いくるびくうこう
うくうちひけくいうを冠のゆくうるなるあなる下
中ゆもうるうびくるる　俗　ほもくゆ世ゆ冠をむりし

[illegible]ある人作らもし古代の
冠摘と称する人[illegible]とまきて今用ゆるごとく
中子の後に小紐の端を[illegible]　按　日本紀天武天皇十
一年二月壬戌朔十卯男女位髻花冠を冠十
三年閏四月壬午朔丙申詔男子有主冠々而著指緒
得[illegible]　冠蓋即儒仏冠欹傾仏[illegible]劉仏と云て云主
ハ形[illegible]と称するなり主ハ玉篇に瑞玉なりとあれば
冠の形頂四まして玉の形に象り今の立烏帽子の仕
[illegible]して劉[illegible]染めて柒漆する地なり[illegible]主と
冠して髻の形して後りて小紐して結ひ髻の紐
[illegible]る不細くなりて今冠の中子の形のごとくなり

甚小紐にて結ぶる形を遺まて今の冠も中子の形に
結ぶる形を定めて造るなり今の冠に并て中子の
根に串を挿に利用する小紐の結び除りの両方へ端の
出る形を模しなり
今の立烏帽子ハ主冠と髻の形にして後り折[illegible]て
冠[illegible]に[illegible]を畧[illegible]
纓　折枝のごく撓る[illegible]　按　和名抄纓俗云蕊
尾とあり[illegible]の際蕊尾の纓ハ蕊尾[illegible]
[illegible]
袍の袖[illegible]　按　続日本紀元明天皇和銅
元年八月丙申八刈負今以後衣ノ褾口ノ闊八寸以

上以下服人大小為之ゝ

袍 襴ナシ按日本紀天武天皇十三年閏四月壬辰朔丙午詔男女並衣服者布襴及結紐任意服之ゝ

上古ハ袍ノ襴ノ無モ有モ意ニ任セラレタリ

袍ノ文廣ク田字草ト畫ク古代袍ノ紋ヲ多ク用ヒ又之ヲ宇中紋ト云フ文ト同ジク書ク所ノ物遠ク多用ヒ多用ヒ来リ寄ル未詳 衣服令ニ仰ク伝テ色ノ定メアレド文ノ定メナキ延喜儀式ニ色ノ準式アレモ文ノ定メナシ 古代ハ文ヲ定ムルヲ以テ裾ノ定ナキ故日本後紀仁明天皇嘉祥三年三月乙丑紀曰其裾離地為袴襴露而見実諸大夫皆驚云

古之儀制応与唐同後代當効之 地曰朝日 春日衣冠古様ニ

上古ハ裾地離程ヲ長ク曳ズ筐裾ニ隠テ見エズ

常典違按ニ裾見ヘスト云フハ上古ノ服製唐ト同シクシテ下襲ノ服ハアレモ其下襲ノ尾ノ長ク引テ見ユルヲハナシ鳥羽院以来古之製ヲ改テ下襲ノ尾モ長ク夫ユヘニ衣改襟ヲ引テ煩アルユヘ切離シテ裾ト云モノハ今ノ裾ノ見ユル見ユスニ引書難シ是ハ袍ノスリト云フナリ其ウエノキスノスリ地ヨリヤヽ高クアリ夫ユヘニ袴ガスリヨリ顕レテ見ユルト云フニテ袴ヲ

ノコケリ襴露トハ袍ノスソヨリアラハルヽト云ヿ
之襴ハ袍ノ裾ニツリモノ之古ハナキモアレト有
襴無襴意ニ任スルノ製ナリトカクニ襴ハ袍ニツク
モノユヘ襴露ト文章ニ紀シタル之右通ノヿニテ
裾ノ袍ニカクルヽト云ヿ古騂ニ論ナシ表袴ニ織
文ナシ 按 本朝文粋善相公ノ意見封事白伏見貞観
元暦之代親王公卿皆以生ノ筑紫緒為表汗衫曝絶
為表袴とえそより於是ぞ古の表袴まを文あるへし
や
鳥羽院以来衣文ト云ヿ出来テ冠服ノ古様
ヲ失セリ今筐ノ像ニ見ルニ大古ノ冠服ノ製
ヲ存シ国史旧記ニ符合セリ仰キ貴ムヘシ後代
ノ衣文家ニテ見之ハ却テ疑フヘシ
庚午二月九日 伊勢平蔵貞丈考

一 雅抄

そのころみな讀經をよりてころものていとうしいの
土居 ちゝみなしてうちきのうへのかさなりけるかさね
ころもありまたよりてくさひとをすありたてのちゝ
ひさしくゝそめていあゆきゝのぬひとのさしふりの
ゑんひのかさなるが二つあるとうつひさるかきすあまき
なるすとくよこさ白かさねまてまひきこさくしるそ
あやしきあこひとといきのさいかしあやの三人ぐうるそ

あとみるがあるにめでめありとよめめでめ成るらさまに
あり成らふしてありしのほどをとりほどなそてひとのよへ
ますへさあに又月りくへしてそのうへにまかりとうくるあてい
へおの人のまかり一つあるがふし成とてそてとうつけうら
とおしとしてよおりけく そのへてよかごくとくこみまかり
のつるをだことのそちらせんれりみりうそ ぬとぬら
くらの法とつけりうこのひとすることいとうけてま了さらを
うる西とたとたちがへてそのつてまかりと呼るてて
あるへし

一 定家卿の歌 室町殿より
定家卿閉にめされて年よりたる世尊のこちさの藤子の

りうまめく様へとしてめいしりまよきまするひのうやめ由方
より筆よくさすの金て女房三位してあらさらおいしませ
ませらひうると今もまどとりてさくうれましとさちらひ
らもまて何と作らうしも心色の事ておいしましてまされ
うれじ定家卿
つら歌の詠ら夜すそ深りられ女よいまじ公々と
とうん要えられいうほもえらけむさえしり入りまかり

一 え服のこと
推亮崇来あなよこととこなるあひぶの中介るるこひ
とひろけてみつのほうくしのなことあまてふさのうちよ
ぶんて三段ときてそのつきりとめいくしこ投うらしまてし

一切ふくしきをむすぶことなづけて結び
姫さまは金ちゃんとふるこひのたちとてしみさの
うつくしきをひとりにらとうつくしき
とりけてつむゆきすなわちつまつまと金とて
ゆるいつのつくてそくてそくてるこひいのりきた
くりしてものくりあり
こうきをひとりのあり
うとけうをとかきて
ふくそすくりうさあきぶ
つくさきたらくひとりのひさをさきるけてぬしし
のくこのをとつくるくちごまくるをさるかきて

るふくくひをてちことうつのをひさをとりふをてり
きひとをてくのをこのうをひきのておきてくをと
くくをるくきのくひうるるくくけてまち
ひくりのくとくるくくこきてをひてをしてまき
くきくとくひてのちくりあるのをせてくくをとてひんぬく
いきてのちをきるくるくをとてくるのをとふまのを
のくてつくくくひわしてやひてきてくきくるを
ゆくひあくでしゆのをくとくくをくるくるくくを
くくをとくてぬをくをくきくんよあくしのをくりかくハ
くりつきをあをくりみくつくきるなくあくくきをてちこの
ひさいきるみいいあくくくをたきるよハ

なりきりしかひとつふたつはおしおりてみせしてとらく
ごとくそれしなりけりとみえてみつしてあつ
あけてのけバろうくの人のかたちをもえがくをせさすり
ありさまきくハちぢみえせてきりくてのひさのおさく
おしひてらのくこのふさはいまでのちこぶとところう
うかるまたばまつくびをめとりは入てのちひさとをと
せさすりなりきこうことくあなつのの行かたかい
もしひさいとりしてひくとかくまぬをひちりぞくいまう
うぶハそうきくそてもなかしきてもきてとところなりて
えり入りてそくさいとそていてくいしてのちもめぎよ
つきてきくのこゑをまいらす。なりかくりのふきをまふて

一 三光院内府説云 元服事 別可[illegible]
此後ニ于時采女撤晨以 [先理髪之前 有要候也] 于時ニ中
央奥円座ニ敷之 [自向式 奥向] 冠者ニ被ニたし
其次有加冠一帖 [西面拭 南向] 加冠ニ座 中央冠者ニ円
座ニ於二人時ハ右又円座一枚 理髪ニ被
刺 理髪 [風炉 在] 冠者刻髪先ニ被 次ニ加冠先ニ被 次ニ新[illegible]
人ニ至冠 [或烏帽子居柳筥 冠先之右ニ置] 次ニ至湯須 [illegible] 盃 [入水有 蓋巻ニ]
[髪掃一髪ニ一つとあり 同柳筥冠者右ニ置] 但柳捲土器ニ有 理髪ニ人之退出
ニ付ニ一[illegible]同柳筥冠者右ニ方 次ニ加冠即理髪
之人[illegible]候作先円座ニ化 [illegible] 先展柳中洞雑具
作法一ニ [illegible] 次冠者平伏 [illegible]

理髮之人元冠者乱髮捲抓ニテ取之結下一伏者帯紙
一編ヲ二結ヲ九ニテ中髮ヲ毛上ヲ元末ヲ結
髮以成結毛 完末結 次理髮之人髮捲テ
小ニテ髮ノ末ヲ上ニ分テ以紙結結之 次以引合之
二折ニメ横ニ奉之葉書左右以寄之小之結 二編左
結之 片カキ相向和 次理髮 書化仕結合九髮ノ末ヲ折返シ
那ヲ中ヲ上ヲ 第刀ヲ逆手ニ持テ左右ノ髮
ノ末ヲ本髮ニ中ニ藏納之冠者ニ不令又仍加ヲ
見者ヘ可行理髮之人代此次之人 次取冠 武烏帽子 令
蒙之 理髮之人取冠者之 左右手令持 次理髮之人鉄奥菅丁乱箱中
小返納櫛中如元之相調 次髮捲一髮捲一還陽
寸流杯起坐返盃次加冠之人進寄理髮之同坐下
左右髮櫛 髮捲不侵水 漸進到冠者之前及理於髮
先左髮次 心中祝萬歳寿 西髮櫛如之返盃
右次中央

前生次後者微雑奥次冠者元部屋入休所 於休所
肩未元蒙ノ下 後者乱箱
下女乱箱 次加冠之人起坐返盃 若者生人有
之者冠者左右方書之一帖之中西人元之又加冠相
勾元生ケ元元元元 出元冠者元 吾生元元盃砂多ケ可注ケ
一小野通風像出ケ 元大原大助 兼今書葉風
ケ新玉ノ通風像ケ 門信如ケ元ケ 元ケ四安
桜ケ年ノ千春ノ古画 思メ人ノ人写元ケ出ケ元
ケ大原大助百ケ像ケ 千春徳者元ケ 松ケ色ケ
ウ元ケ
通風ノ像古画 二通ノ出元也 一通ノ器小サク元風

筆執も硯を向ふ方ニむかひてたつる方へむかひて
書初ハ手拘もかくのことし 硯を置にも まつ〳〵古画
なとにも若水を汲て白山月光院室根山なとにて良
山葉を入て まいらする也 大瑞へはたとへ前をかゝりて 上
けるなり

二日　　　　　　　　　　　　ヒノヽ
　　　　　　　　　　　　　　　菜注

一 地忌
　楚林拾云 御物忌の時地を三寸四方ほり地敷令中
　清涼殿下有之 又云 以柳造官 云寸計 插冠纓
　清殿南角 所へ付ル地　書紙白紙之
　河海抄云 昔ハ忌日に物忌を書て簾にも冠にもさし

ちかきころまて草こしらへつけてありしと又云柳の枝を三寸計
に削り作りて男冠の纓に付しを物忌とハ加毘羅衛〈衛〉恵
国の桃林に住む鬼神の名なり此鬼神の名をハ悪鬼
よけとて捨る事にありしを物怪の悪しき時ハ此鬼神
の名を書て柳の枝に結ひ葉をけつりて冠にも簾にも
付てこもりゐるなり
　抱朴子に見えてかしこしといふ事を陰陽師らの
いひしなり

一 方違とハいつくへも行んと思ふ方に金神なとあるか
又ハ塞りにて天一神太白神なとのふさかれハその方へゆか
て一夜よそへわけて方をとりて行をいふ事也方へ

りまなり

拾芥抄云

一 卯つち 細流云 卯 松しるしあり年中の悪
鬼を追ふなり糸五色肉裏に奉るべし 河海抄云
三所より進卯槌を藏人に給ふ畫所帳懸角 柱副
立細木為杭槌未出来云 許可用 抵丈 四方可
削 年代記云 失云

地のあいまをたゝせるなり 卯 本草云 卯
槌二つをつゝみさゝらにつゝみて山ちち
花ひらけむとけるぞうつくしげうなり

一 十五日 ものの皮 小豆 ものもと入

杭竹 十五日 いなちの名のせくまいる名 所伝
くゝして家のこぶちに立てみのうぶとなれと
ようしてつゝみ ちをんつゝ ちをけ
きるいはしてなるあんもあてらはいとをけう
けゝあくとうちうちくいとくゝ
杭をもりはしは 脳をとてをるとしまで
ひらして今帝のするなり

粢 云 井 四色

十五日 つゝきにこしをかけ
ゝ杭ひきくゝ
ようみるすまゝ

右多枝之外枝ハ別之

一 杉柳毛車
桃花菓紫之 杉柳毛あるを簾 浮織 蘇芳 青表 正簾
繧繝端作或付之所用 青簾 緑葉 青表下簾 今
洞今把之榻之 西王母之 杉柳毛太上皇以下ハ信以
上通用之

一 細代車 桃花菓紫之 藤付用之 細代 上白 地如羊鄰 之板 大八葉
簾如常下簾 尋常之
花之金物之 孔雀之 麻 杉柳毛車 等ハ皆杉柳
之 てゝ尼眉半鄰 細代ハ皆ハ白ものなり

一 往ハ衣のしよ之寺花坊なり
一 右御陣 宣旨門之 陣を建 左門 右の門を
まりなり
一 けいこつるゝの供とさげさせうとさせるどもてさいぐ文きき
けいこと さ（こきこれども
る（こゝゝけいこつやうなるぶかるもちりつきるゝと
たきて。 無名の所なり 定代供 ゝ ゝ 侍のせんきものとなり
一 きさんのこやるゝゝハぬしゝのゝ山まもそゝゝのゝを
ゝゝけてまつてせられどうもちるゝやの杉の
たたつけゝ九り九代菊と あやゝすじのまあとつゝそま
ゝゝせゝゝるなのゝとゝゝまつけて月ひあるゝをもゝゝて

[illegible]

一ひの丈人ちかくあるものをもかくし

一三丈ばかりの角
[illegible]
[illegible]

一めざし
馬乃ゐる絵ばかり通りの
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一
玉菊の[illegible]
[illegible]

いろ〳〵松葉紙よりあつかてさの紙ようのものをもて
あるようてことを見えておこと
一
おかいさきいさん
陽門
このをんなかいりうたちの津に入て上達部のさきに
所と人のこしらけるばかりさきいさきまつけてゆとゞ
一
梅花　おそき　おなし　古代の歌人てをめてゝけるこゝろき
見えるれてもきまぬちやとうすものを今まさて
きる事を姿をいとめてきまる
一
うちとゞめてきめの紙
うちとめの　立石の　さかり　きてこまめ大きやしなど
すてもひらいちやのあるようきつらとく

きさ　兼花　地紙　たつがの　そこに　上糸　つ院　立石の事
けうしを　たつかの　ものを　きつらん　大庚　ものて　の地乃
おのこまいぬる　たつかの　ものを　ものを　ものを
又梅　まよ　うすうすて　あてきの　上　ものを　なるう
おんなつ　柳　こまいぬ　おんないつの　ものや　入の
一
なりまあり
ここ　ここ　ここの　石　いつえ　いあ　まあ　あて　ものて　ものを
げまり
いつあ　ものと　梅　石の　あ方の　上三きて　序紙　て　包て
いろ〳〵　まて　ものて　あび　むすひ　ものて　おきる　ものを
こも　ものを　見　ものを　ものを
上

一 みまあしきの
童女のこのかたちまるゝつきなよあしびほこらびたる
うさしたりきて人とゝ白みてひとつけかゝる人のかた
あつきさしくしみられ

一 口もけこみかたくしたる

一 あやめの色人 第五
五月のせちにあやめの葉にさしかのうらあはいまを
あをとのゝ 領巾等八ケ以上作 泥手 あをてらさまを
みてちゝ乙くらのみてのしたちみとまるまるとい
なまあしらてこゝ 石菖とゝ 年結 ゐのもとみてしくいてを
いとおかし

一 仁寿殿 ぢうでん
くらのきりの絵
あるのこまのまるうらのかたのまを
ちくきこのておきるのよもるとゝ日ひと
さうぶのをりつさうぶ 橘樹
一 口の紫末
童の紫末ちゝ 末第人
一 こうちきこ入せて口髪まゝ門髪まゝ人
第の衣の丈をきて伺候するとゝ人をなり
一 おとく 殆 こうしし
ろのひとも殿の階ものをいとてをちゝ

たしかにもちぬし
かとく殆ありうちいしの内階あり細屋之きりの通
板とをしてかまへ
一黒戸
縁口戸の型あり
一まさひのさし油
[illegible] まさひろいこくに人よりこの地水中暑
ちりの夜さしあげさすりよりのいのうちきと此事
ふてしてるるあらしきもとをしてるるの
あらしてあつけあり夜あるのようにるる
るるさしあるてるるばかりでいのきの
載ふもしきさつきてあるる内るる通てをしてる
るしが
一内るるの年　一月るるるる
一塗服
塗服の板門系之出てきしする
一人長
舞人陰侵るるのあるるる
一矢地
二月十日ふるるるるるる地の科ふるるるる
章のきる行るふ卯つちかるるるる別る地
の丈るるるているるるるるるるるるる

あとをいまるれハ八ツつゝてすくちのゆゝ人を
しるべとなる事

一三昧　梵語なりけるハ云　正受又者正定法花三昧念仏
三昧みとゝ云と他るあゝ事のもうけ行ふとゝなり三昧堂
みどゝも云るハ法堂なり

一みの紙
こゝろのうるおき　走き　不ようあり人のみをえてかゝ人する
ものゝ紙　とくいみとゝいなきあくるんなるし

一走ゝ
ゝゝなるものゝ紙
小ゝいるかゝつゝの人をゝつきとゝきゝらゝてさゝくゝ
ゝゝてゝるゝゝあてあてゝるゝとゝをゝゝゝけゝきゝ

一腰惠　タゴシ

一垣下
善花坊ゝ大答みゝゝも人ねの糸の文ゝゝと垣下の居
遠ゝゝ

一俳袋
ゝゝきゝてゝきものハ所ゝゝの実俳袋すゝのすゝ　下裏
俳袋分量ゝゝ

一かけゝん　急盤
宗氏松茸ゝもあゝきゝ人の腰ゝ用
中のゝん
かけゝんの次なり

一人さまし

花多陰性よりの出車八公方より上使とて二人のみまゐり

人給と名付るより別車　ヒトタマシ　又ソハクルマトヨム

一きさし

きさして洞しら地なり枕草子に侍の下人式とこそ

送りとると后妃人系せしめ

一人ろうき

人目ろうきなり

一白きしきし

白武紙なり

一ろうい人　美の一刑付の名詞なり

殿上人の名對也こそ行ばかりしかるべきやいかゝ

そこそもちゐあるもとすれども

ひとしきりなる詞なれども

きさて人つの生るとの上の人つの

ものもつるとう又ありとはいとよくはぬ人をもいとよ

きつけたるとはいとものもいかにもて

きもむもちゐそもあるりてきて終る　殿上のえとうまて

きさしの口殿上の名さいえとう

殿人の　ヒ住ろういろくしあとくほめしてうしとの

すとのうらうとたひさまるまとあとあすまとのゆう

のるもむひてうしろあるとて詩と伝ると

おうしれうてうるるのう又人とうとうや

[illegible]

一 [illegible]

耳蕈千載 蕈汁あまちやのせんだねりしるなり

頂和名云 千歳蕈汁本草云味甘平毒毒焼筋骨長

肌肉一名蕈菌和名阿末良 良本朝式云耳蕈蒸

枕草子あてなるものの形よき地のうすもの

まいてあらしきるまりる入るる

けづりひは茎食地の摘せあるる氷とけつり入れ

カナマリハ鏡のなかり金物なるの像なり

一 如房の衣ゑつ

きもとちゝ 壹の腰さけさすすそ四いさ

もいそぐ

如房の衣ゑ川るかつ

一 禁色

寛政五年

岡田道治云二月十日毋院の新帝御代参の

付一条院の所ゑまてのとゝ

うゑの人ゑのせてひき出す壹袍半

ひまつの風吹せられ

ハくゝ三けまさがゝ

ときしまばえげまさきも色めきあへるにけりと云の井み
大納言これ九はいふひにてこそ
禁中のことゝ云

一 子一ツ丑二ツなどいふことは古来禁中に漏刻といふもの
あり銅の壺に水を入れて壺の底に穴ありてその漏れ
入る中に仮に矢を立て壺の水の中に矢を立ててその矢に刻付けて
目をはかりて漏るに随て矢のきざみ目あらはれ出る也
其きざみ目は一時を四刻にはかりつけたるなりさて其
漏刻を司る役人を陰陽寮と云衣の属官に漏刻博
士と云役ありて其を司る辰守と云役人ありて其の漏
刻を見て其の時に鼓をうつ時守といふはこれ時守也

子の時一二三四丑の時一二三四以下も皆一時に四つの刻
ありて水の入り刻の中にあまりを出すといへば子一ツ子二ツ
などいふなり昼夜を合て四十八刻なりこれ古の定也今は
昼夜百刻とて百刻を一時を八刻余づつなり禁中それは
時をわかする也子一ツ子二ツなどいふ子の時を九ツ丑の時を
八ツなどいふは市井のならはし也時をしらするいふうらおかし 中略
然れば九ツといふこともさとひさく人はいづれで何もくれし
のならずならはしなる時の札とて十二の時に札をさげるなり
里ひとなるは里あまてならし禁中の御用にみな平人之
子午の時を九つ丑未の時を八つ寅申の時を七つ卯酉の
時を六つ辰戌の時を五つ巳亥の時を四つといふなりその

定べそ八古代の數と共に数の定べ近代式の陰陽
家或ハ諸の附撃數ヲ午各九ツ丑未八寅申七外
ヲ六辰戌ハ巳亥四ツ

一 緑色のきぬ
　緑色ハあきなり

一 えんげんろくの吉凶風
　坤之緑の山河なるのさまを絵くかきし凶風之朔
　光明注あり坤之緑凶風の法と処なる出なり

一 ひんとるの吉凶風
　漢書より記しるるもと絵し凶風之前漢書八十二
　年記八表十志七十列伝をして此八色相図の解く

後漢書八十三年記八志八十列伝をして百三十巻花
　曜の解なり

一 月並の吉凶風
　年中行事と絵きし凶風なり

一 地獄変の吉凶風
　地獄の絵と絵る吉凶風なり

一 厭懸
　枕草子きらくしきもの絵図所のすなるるべて
　いろ〳〵地を之ちる乳中星をとりて之ろき名いろ
　けきせるといるぬよ之あり
　そハ地の氣つきるもの絶へる事之れそぎ

るとさろ又源氏梅枝巻に火とりとさへさしけりと
あり

一 頼人のすゝ 通勝の子 一条院のこゝろげりのし
猶かくしけるのつかさなりけるはある男来てゆまくすづ
きよらなるより出て見るなと言きこえさしるなげきて泣りしと
こらひて猶か納言許
みまくほしまほてくちのまへの男よまどめさへみそめにこそさらん
夜殿と源氏に係り
どうきてそをといつふせまへとて夜けぬれはこゝひのしりて出なりける
人の家の中けるをていかゝしかりて後あとてとふせれは何の
ゆゑんぞなよ佐ふ人おいてとからなる事といへばとある

一 さゝこ
春はつとし梅萌は青柳柴柳等
一 ころはをあつきはむ日てきれていとさうくし
一 よくこのねむよういとあやしけ也中書まりて来たるや
ねそしと言なりて袖のそて見ればいかけもつるまよて
次なあはせとこなひつるはわすのはいふよりなゝめなることさらかた
一 みはし 殿の御前のしるし 御けちかき御の許
宰相子赤の清脂帖清涼殿の西の庭にあり釣殿
の内脇ちかくと侍るなり
一 西三条紫赤梢振書 逍遙院殿
康暦元年七月廿五日 摩訶進后大将梅咲時 沆也

螺細叙第セラル

永享二年七月廿四日 尊房院将軍大将物賀沉地螺

細叙ヲ第セラル

一 永正三年七月廿四日 慈照院准后大将物賀沉地螺

細叙第セラル

建武之年十一月十九日 宇多院将軍参議物賀付螺

蒔絵螺細叙第セラル

長承二年 慈照院准后大臣物賀蒔絵螺細叙第セ

ラル

応永廿三年正月廿六日 勝定院将軍西清水八幡宮

陪付条日有相蒔絵叙第セラル

康暦二年正月廿日 康苑院(准カ)唯后大将出衣始蒔絵野

叙第セラル

永享一年十一月九日 善房院将軍大将直衣始ノ条

康正二年正月廿四日 慈照院准后大将出衣始ノ条

文明十九年正月廿四日 常住院大将出衣始ノ条

建武之年十一月十九日 等持院将軍参議拜賀付地

ノ年階ヲ司ラル

○応永十四年七月十九日 勝定院将軍大将拜賀ニ付

地年階ヲ用ラル

○建武之年十一月十九日 等持院将軍参議拜賀有ル

巡方ノ第ヲ用ラル

○康暦元年七月廿六日 庶花院准后大将 勅答者之迷
方之笏ヲ用ラル
○長禄四年十二月十六日 慈照院准后 尤大臣 拝賀
者之迷方之笏ヲ用ラル
永徳二年之行幸ニ庶花院准后尤大将(房)大将トシテ
御ヲ巻キ先懸ヲ弓箭ヲ帯セラル是ハ別勅ノヨシ後
ノ例タルベカラサル由成恩寺関白(経嗣公)記セリ
寛正四年十一月二日 慈照院准后等持寺ハ構之時
永徳剱(冷泉尺寸)長 平蔵ノ所剱ヲ持ヨシ見ヘタリ
文和三年二月廿四日 等持院将軍参内ニ衣冠住織
物ノ指貫ヲ用ラル

○延文二年七月廿六日 宝筐院将軍参内之時衣冠ヲ
着セラル
○康暦元年四月廿八日 庶花院准后干時右大将ニテ
参内ノ時衣冠ニ下括ヲ用ラル
○永徳二年八月廿九日 庶花院准后春日社参詣之時
衣冠下括ヲ用ラル
○永徳四年三月九日 慈照院准后春日社参詣ノ時衣
冠ニ下括ヲ用ラル
○貞治六年三月廿九日 宝筐院将軍(義詮干時大納言三十八才)
殿ノ御今ニ玉衣着之ノ図減如ノ指貫ノ行方ノ衣ヲ
七入

○康暦二年三月廿日康充院將軍出家初ニ二藍出衣
紫ノ織地ノ指貫ト文茂ノ丸紅ノ下袴服白拵紅ヲノ
衣ヲ用之
○寛正六年十二月慈照院淮后（爭政ヲ時ノ大臣淮后ニナル）
彩院ノ御幸直衣如常指貫ト花田織色文雲立涌用之
壹 鞘例
應永元年十二月十一日 腐定院（爭政）之服次第ニ○直
衣常織地文小菱○袖綾藤菱文柳唐艸○單綾濃色
文菱○指貫紫二重織地地文菱平白修繕帳之九○
拵腹白
宿徳例

文明十二年正月十日淮后義政（ヲ時ノ大臣四十八才）年始之參
内ニ直衣如常指貫白綾襪平緒ヲ用ラル
一 將軍家直衣布袴之例
応永廿七年二月九日 嵯峨宝幢寺供養ニ勝宝院將
軍紅梅ノ直衣下襲指貫苅繪劔紫地之平緒ヲ用之
指貫文將軍家鳥タスキ或ハ藤丸雲立涌ナリ
但年齢官位ニヨリテ被用
○水干沙ニテモ平緒ニテモ又ハ色ハ白ヲモ何色ニテ
モ大納言時マテ内ニ著用之又陽明ノ家ニハ大臣又
前進ノ後モ長緒直垂被著用之ト不審ス
○直垂同布直垂

俗ニ角也色ハ何ニテモ今見ルニ大概黒江色ナリ
ムラランシト云色ノヨシ或申ハベリシ下ノ房ノ
ナキ長指ナルベシ袴ノ直垂ハスグレタル家ニ著
シハベル大概水干ノコトシ陽明ノ家ニハ精好ノ
直垂ヲ江ニ染御著ノヨシナリ小刀ヲ著シ玉フ小
刀ハ他家ニモ用ルコトアリ布直垂ハ諸大夫著シ是
ヲ俗ニ大紋ト云大キナル紋ヲ付ルニヨリテカ諸ハ
折袒ノ前ニテムスヒテ下ル下モ上モ同シ長キ袴
ナリ素襖袴トノ替目ムナ備革ト打紐ノ
長指元服以前用之菊トチトテ黒キ房アリ池ハ生ニ
テモ袴ニテモ白ナリ

○御引直衣トテ天子尋常ニ召之臣下ニ替レル直衣
是モ昔ハ御下直衣トイヘリ近代御引直衣トス僻
ヲノヨシ
○褐衣 随身ノ著スル物ナリ狩衣ノ形ヲフサキタ
物ナリ
○退江白丁 是ホハ下部ノ著物ナリ兼持皆持等著
物ノ退江ハ能家ニ具之
延喜或退江アラリスト訓江次ヲ菜葉
○道服 地ハ狩衣ノコトシ出家著用ノ衣ノコトシ
月形ナキモノナリ大臣至極ノ褻ニ用是ニ立烏帽
子ヲ著用ス

襖袴　近衛大概著狩袴ナト同類名ノシ皆テ子細ナシ狩襖トテ随身舎人牛飼ホノ著狩袴ノ白染分
朽葉紅梅萌木二藍木サマ〳〵アルヿ之依之先規
右西三條内大臣実隆公道遥院殿裝束抄ニ見タリ

後水尾帝　諱政仁後陽成帝オ一子
寛永十六年四月十二日
即位慶安八年八月十日
崩寿八十四

上ニ引

伊勢平貞孝　俗中ヶ貞ヶ
永禄六年九月十一日戦死于舟岡山

別様

今出川
藤原公行　右大臣実宣子

従一位左大臣応永
二十二年六月十三日薨

別称

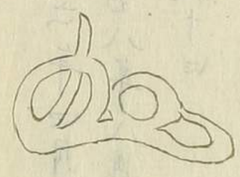

平宣房　二条右大臣

次帝建久三年薙髪
法名蓮生兼之二年
九月十四日没

建久六年
二月九日
別称

宣房　参議従七位下

参議正三位民部卿
左大弁　仁治四年
正月十六日薨

草名

後小松院
諱　幹仁　後円融
第一皇子

草名

石押譜

源義家　伊豫守頼義第一子

八幡太郎鎮守府將軍

正四位昇殿長治二年八月

十八日卒

嘉保元年二月日

別様　花押薄

義朝　六條判官為義子

左馬頭播磨守

贈内大臣

草名

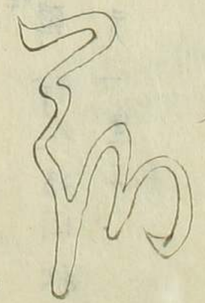

古押

萬里小路

藤原孝房　初兼房權大納言光房子

參議從三位左大弁

元和三年四月朔薨

年六十六

一字

統花

木曾

源義仲　帶刀先生義賢子

征夷將軍從四位下

左馬頭元暦元年正

月廿日戦死

実相院
義延法親王 後西院帝第四子
二品寺長史宝永三年
十月十九日薨
二合

統花押

聖護院
道祐法親王 後西院帝第七子
道寛法親王ノ資二品
元禄三年十二月十八日
薨于浄心寺
一字
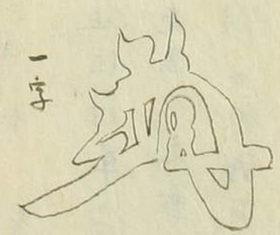

三條
藤原実行
太政大臣従一位
応保二年七月
廿八日薨年八十四
草名

三條
藤原公房 左大臣実房子
太政大臣従一位
建長元年八月
十六日薨
草名

二合

鷹司

藤原房輔　左大臣教平子

関白従一位左大臣

元禄十三年正月

十一日薨

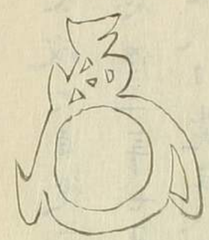

一字

花山院

藤原忠輔　後鳳栖院相国政長子

正二位大納言右

大将天文十年

正月二十日薨

草名

日野

藤原時光　權大納言資名子

正二位大納言

貞治六年九月

二十九日薨

草名

延文三年三月十二日

花押載

大江匡房　信濃守成衡子

權中納言兼

正二位大納言太宰權

師天永二年十一月五日

薨

江月草名

延久二年七月三日

古押譜

草名

延久二年七月三日

古押譜

世尊寺
源行房　宮内卿経尹子

右近衛中將從四位下
善書延喜正和間
人

二合

花押藪

津守国長
神主長盛子一子

從五位下權神主
建保四年五月廿五日
卒年五十六

草名

花押藪

東福寺
師錬
字虎関嗣法東山慧
照貞和二年七月廿四
日歿

草名

花押藪

有栖川
幸仁親王　後西院帝
第二子

一品兵部卿　元禄十
二年七月二十五日薨
年四十四号本空院

二合

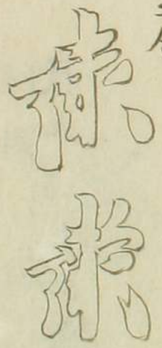

花押藪

三好政長

孫三郎賴隆子

号釣閑斎

別様

賴房　左馬権頭賴国子

従五位下加賀守

二合

惟康親王

宗尊親王才一子

征夷大将軍二品

贈一品式部卿　嘉

暦元年十月晦日

薨

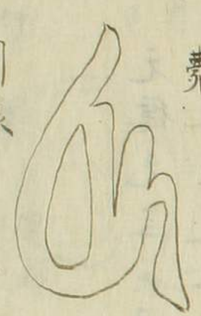

別様　花押數

宮崎

藤原之存　河内烏帽子形人

鍵大夫天正四年

七月十五日於摂津

大坂戦死

別様

花押數

建長寺

梵僊　元人字竺仙

元德元年六月
来朝住建長寺
貞和四年七月
十六日寂

別様

花押敷

室町

源義滿

宝筐院贈左大臣
義詮子

別様

細川

源顯氏　八郎頼貞子
従四位下兵部少輔
陸奥守

別様

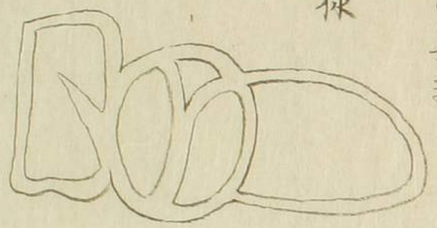

暦応元年十月九日

貞治六年二月四日卒

舟田

平長政

従五位下長門守

別様

176
6
2